

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2008.3.10発行〈通巻第377号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 被害防止の石綿除去工事で被害発生  
責任を認めぬ明星工業を提訴 ..... 2
- ニチアス王寺工場駐在で中皮腫 日本通運  
不誠実きわまる2社を遺族が提訴 ..... 8
- アスベスト報道ダイジェスト 2008年2月 ..... 12
- デパート労働者に椅子を！労組で安全な職場を！  
キム・シンボム（労働環境研究所） ..... 13
- 環境監視研究所設立20周年記念講演会のご案内 ..... 16
- 前線から（ニュース） ..... 17

2月の新聞記事から／19  
表紙／2月4日明星工業裁判弁論後に大阪地裁裏門にて  
左から位田浩弁護士、原告・明石多輝也、竹中正年さん、村川昌弘弁護士、支援の方々

# 被害防止の石綿除去工事で 被害発生 責任を認めぬ明星工業を提訴

昨年12月18日、大阪地裁に保温工事・石綿除去工事会社の明星工業（大阪市西区）を相手取って二人の下請石綿除去工事労働者が、石綿被害について損害賠償を求めて提訴した。

二人は1987年ないし88年からJR西日本の車両内部に吹き付けられた石綿の除去工事に従事したが、皆無だった安全衛生教育、すさまじい石綿粉じん、ずさんな防塵対策の結果、大量の石綿を吸い込みやがて石綿肺を発症、合併症を併発して労災認定された。その後、症状はひどくに悪化し、息切れとセキに苦しむ日々を送っている。

除去工事をはじめたころは、学校アスベスト問題が大きくクローズアップされていた時期で、儲かる除去工事に明星工業はじめ大小の業者が群がり、ずさんな除去工事で労働者や住民、子供への被害が出る危険性が叫ばれた。

アメリカから導入した最新工法を売り込んだ明星工業、そこにかき集められた労働者に起こった、明星工業にとってあってはならない被害だった。二人は弁護士を通して、労災を発生させた責任に基づいて損害賠償を同社に求めたが、同社はこれを拒否し「現場で働いていたかどうかわからない」

とまで開き直ったために、やむを得ず提訴に及んだのが本件である。

無責任きわまりない明星工業に石綿除去工事をする資格はない。

## 電車内部の青石綿吹き付け

原告は竹中正年氏と明石多輝也氏。両氏は、87年から04年にかけてJR西日本の5つの工場で車両内部に吹き付けられた石綿の除去工事に従事した。5工場は幡生（山口県下関市）、後藤（鳥取県米子市）、鷹取（兵庫県神戸市）、吹田（大阪府吹田市）、松任（石川県松任市）。

1987年4月、国鉄は民営化されJRとなった。この時期、1986年に起こった米海軍横須賀基地における空母ミッドウェー改修工事に伴う石綿廃棄物不法投棄問題に端を発して、学校の吹き付け石綿問題が大きくクローズアップされていた。

JRは車両に吹き付けられた石綿除去工事を計画し、JR西日本では、「最新工法」を売り込んだ明星工業がこれを行うようになった。しかし、実際は、熟練した作業員はほとんどおらず、機材をあてがわれた作業に慣れていない労働者を下請企業がかき集

めて、工事が実施されたのだった。

竹中氏は、以前から明星工業の下請企業で保冷、保温工事に従事していたところ、1986年頃からコーワクリエイトという明星工業の下請企業で保温工事や石綿除去工事に従事するようになった。

その中で、JR車両の石綿除去工事を1987年から本格的に開始し、途中、短期臨時の就労期間を含みながら、2004年までJRの工事に従事した。

JRの工事はそれまで経験していた工事とはまったく異質であり、著しい石綿粉じんの曝露を伴うものだった。

明石氏は1988年から2004年までJRの工事に従事した。その前に粉じん作業歴、石綿作業歴はない。

車両に吹き付けられていたのは、クロシドライト、いわゆる青石綿であり、最も発がん性が強い種類のものだったが、石綿の危険性についての安全衛生教育は会社側から何も実施されなかった。猛烈な量の石綿粉じんに対しては、石綿の有害性の強さに見合った極めて高度な曝露防止対策が行われたければならなかったが、会社側はこれを怠った。

両氏は歩調を合わせるかのように徐々に呼吸器に異常を憶えるようになった。明石氏は2005年11月にじん肺管理区分管理2、続発性気管支炎（要療養）、竹中氏は2006年2月にじん肺管理区分管理2、続発性気管支炎（要療養）とのじん肺管理区分決定を受け、その後労災療養、休業を開始し今日に至っている。

## 責任主体は明星工業

JR工事が開始された1987年の遙か以前から、石綿の粉じん・発がん物質としての危険性は周知の事実であり、会社は作業に従事する労働者の障害発生を防止しなければならなかった。明星工業は「両名と雇用関係はなく、すべて下請会社の責任である。」と完全に開き直っている。石綿除去工事という極めて特殊な工事で、明星工業のヘルメットをかぶって仕事をした労働者の健康について、元請工事会社が責任がないなどということが、あり得ようはずがない。

当時を知る関係者は下請はもちろん、明星工業内部にも在職していることはあきらかであり、西成労働者を使い捨てにしてきた極めて悪質な会社の体質が露呈したというほかない。

2月4日、第一回弁論の日、竹中氏はつぎの「陳述書」を提出し、法廷で裁判にかける思いを述べた。

### 意見陳述書 2008年2月4日

- 1 私たちは、今回、明星工業を被告として、石綿ばく露の損害賠償を求める訴訟を起こしましたが、その理由について述べさせていただきます。
- 2 今回、訴訟を起こすにあたり何度も思い出したのは、亡くなった河野きよしさんのことです。河野さんは、関東の確か千葉県生まれで、東京でテキ屋の手伝いのようなことをしていたのですが、訳あって大阪に来たのだそうです。私は、西成の町で

彼と知り合いました。私は、以前から明星工業、コーワの仕事をしていましたが、明星工業においてJRの石綿除去の仕事が始まるにあたり、彼をこの仕事に誘ったのは私でした。以後、河野さんは、ずっとJR車両の石綿除去の仕事を続け、平成15年頃に亡くなりました。私はその知らせを金沢のJR松任工場で聞きました。

河野さんが体調をこわし、セキや痰がはげしくなったのは亡くなる2、3年前だったと思います。私は、彼に対し、「鉄道の仕事をしていて体がおかしくなったんだから、鉄道病院に行ったらどうだ。」とアドバイスしました。彼は、天王寺にある大阪鉄道病院に行き、その後入退院を繰り返すようになりました。そんな彼がようやくじん肺の管理4で労災認定されたのは亡くなる1年ほど前で、労災が認定されるまで何回も私のところにも相談に来ていました。その後、彼は奥さんの郷里に行き、そこで亡くなったということです。彼は、自分が石綿の仕事をするきっかけになった私に恨み言ひとつ言いませんでしたし、反対に、仕事でいくら金ができただけは竹中さんのおかげだと言っていました。思い出すと本当につらいです。

明星工業は、石綿の危険性を十分に知りながら、私たちに本当のことを教えませんでした。河野さんは、明星工業でJR車両の石綿除去の仕事をするまで石綿に関係する仕事はまったくしていませんでした。その彼が石綿除去の仕事を始めて20年足らずで、苦しんで死んでいった姿を忘れることは決してできません。今回の裁判には、このように石綿の仕事に殺されるように死んでいった彼のためでもあります。

私が石綿の危険性を真剣に考えるようになったのは河野さんのことがあってからです。いわゆるクボタショックがあり、明石

さんが自分の体調の変化を関係機関に相談したことをきっかけに労災認定され、私も明石さんの紹介で同じ診療所に行き労災認定されました。河野さんのことやクボタ問題がなければ、石綿ばく露被害が自分自身に起こっていることだと私たちが考えるようになるには、もっともっと時間がかかったのではないかと思います。

3 また、JR車両の石綿除去の仕事にはたくさんの西成の日雇い労働者が入りました。河野さんは責任者になっていきましたから、河野さんが声をかけて労働者を集め、そのまた伝手でという形で、結局、何千人という西成の労働者が石綿除去の仕事をしたと思います。私や明石さんが自分の名前を出して明星工業を訴えたのは、そうした西成の日雇い労働者たちに私たちの名前を聞いて気がついてもらいたいということもあります。彼らに石綿被害の事実を知ってもらいたいのです。

今、人知れず、情報もなく、苦しんでいる昔の同僚がきつといる。その人たちに石綿が引き起こす病気のこと、労災補償を受けられること、そのような石綿曝露被害を起こした責任が明星工業にあることを知ってもらいたい。また、私たちが働いたのはJR西日本の五つの工場でしたが、日本全国には同じような工場がもっとあるはずで、同じ仕事をした労働者がもっといるはずで、その人たちにも石綿ばく露被害のことを知ってもらいたい。そのための裁判でもあるのです。

4 私はJR以外の会社の現場にも行きましたが、たとえば、関西電力のようなところでは、はじめに1日かけて必ずしっかり安全教育をします。しかし、JRの現場では、明星工業は安全教育というものを何もしませんでした。非常に危険な石綿を扱わせるにもかかわらずです。今考えると本当

に信じられないことだったので。

明星工業は、私たちのことを知らないかのように言っているということですが、絶対にそんなことはありません。私たちは、明星工業のヘルメットをかぶって明星工業の仕事を一生懸命にやりました。危険な仕事をそれと教えずにさせておいて病気にさせながら、知らない、責任もないという会社をそのままにしておいていいのでしょうか。

5 私や明石さんの症状は徐々に悪くなっているようです。裁判所が一日も早く、明星工業の責任を認め、私たちや西成から石綿除去の仕事に出かけた多くの同僚たちの救済を現実のものとしていただけることを切に願ってやみません。

以上。

2月4日の法廷にはじん肺患者同盟大阪中央支部のじん肺患者仲間が多数かけつけて、竹中、明石氏を力強く励ました。

## 車輻吹付石綿起源の被害



2月4日法廷後の報告ミニ集会で 中央は竹中氏、二人おいて右が明石氏

石綿除去工事が拙速に行われ、大量の工事が不慣れな業者に発注されれば、労働者に被害を発生させ、周辺への石綿飛散を招くので非常にまずい。

こう言われてきたことが現実のものとなったのが本件である。

一方、被害の原因は鉄道車両に吹き付けられた石綿（青石綿主体）にあったことも注目すべき側面である。

本誌07年11-12月号で「石綿疾患労災処理経過簿」の情報公開結果について報告し、その中で、鉄道車両製造に伴って、多数の肺がん・中皮腫が労災認定されている事実を報告した。

企業としては、日本車輻、東急車輻、近畿車輻、川崎車輻、日立製作所、富士重工といったところがある。

近々、2005年度以降の石綿関連疾患にかかる労災認定のあった事業場名が公表されることになっており、その中で、ある程度正確な件数が明らかになるとみられているが、クボタショック後に中皮腫、肺がんの認定件数が急増していることが確実だ。

以前から被害件数は相対的に多い事業であったが、クボタショック後に被害に気がついて労災申請、あるいは時効救済のために新法申請した件数が非常に多かった。その大半が、車輻の内部への石綿吹き付け工事に伴う曝露が原因とみられている。こうした事実が早期から社会的に明らかにされていれば、竹中・明石氏のような被害を未

# 石綿労災JR下請けも

## 旧国鉄車両解体の3人認定

国鉄の分割民営化（87年4月）に伴い、車両のアスベスト（石綿）除去や車両解体などの作業に従事した下請け労働者のうち、石綿関連病を発症した3人が労災認定を受けていたことが分かった。このうち、1人は04年に死亡し、2人は元請け会社に補償を求めている。JRの下請け労働者の石綿被害が表面化するののは初めて。分割民営化時、全国で約1万8000両の車両が解体されており、今後被害が広がるのは必至だ。【大島秀利】

## 民営化で1万8000両被害拡大も

労災認定を受けたのは、石綿肺のため58歳で死亡した男性と、大阪市西成区の竹中正年さん（59）、同区の明石多輝也さん（64）の3人。竹中さんと明石さんの2人は、06年、石綿肺と続発性気管支炎の合併症で大阪南労働基準監督署から労災認定された。竹中さんと明石さんは、87年ごろから04年にかけて、JR西日本が発注し明星工業（大阪市西区）が元請けとなった車

両解体や天井や壁などの石綿除去作業に従事。鳥取県や大阪府、石川県のJR車両工場で勤務した。死亡した男性については不明。鉄道・運輸機構によると、国鉄から清算事業団に引き継がれた車両は1万8194両に上り、解体作業はJR各社が受注。90年にはほぼ終了した。86年には国際労働機関（ILO）が「石綿の安全に関する条約」を採択し、安全な除去や使用が求められていた。JR西は、石綿除去などを安全にできる専門業者に委託したという。竹中さんらは「青石綿が多く、密封した電車中の温度は50度にも達した。石綿がはがれにくい部分は研磨機械を使ったので、粉が飛んで前が見えなくなった。5分で防じんマスクのフィルターが詰まって、石綿をたいて落とした。十分な安全教育を受けなかった」と証言する。これに対し、2人が補償を求めている明星工業は「当社は米国の石綿粉じん飛散防止技術を導入しており、作業員への安全教育もしてきた」と主張。JR西は「当社の車両の石綿除去で被害を受けたとすれば、非常に残念」と話してい

る。車両の石綿除去作業などは、民営化後には主に外注されたが、国鉄時代には内部で作業していた。中皮腫などを発症した旧国鉄職員108人（うち死亡者71人）が、業務災害などの認定を受け、うち3人の遺族や本人が鉄道・運輸機構を相手に損害賠償を求めて提訴している。

2007年10月22日付毎日新聞

然に防止できたのではないかともいえるのである。

## 裁判の大きな意味

両氏が労災認定されたのは曝露開始から20年足らず。曝露原因が主に青石綿であったこと、曝露濃度が高濃度であったこと、短期就労者が少なくなかったことを考慮する

と、すでに、中皮腫・肺がんが労働者を襲っている可能性が小さくないし、さらに長期間を経て石綿がんが発症するリスクがあることから、今からこうした曝露経験者への警鐘を鳴らし健康管理と救済対策をおこなっていくことが必要なのである。

ここに、今回の裁判の大きな社会的意義がある。



編集／『明日をください』出版委員会  
発行／アットワークス  
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)  
B5版108ページ 定価1575円(送料別)

クボタ・ショックから一年  
石綿健康被害救済新法が施行されても  
アスベスト問題は終わらない  
横須賀からクボタまで  
明日への思いをつなぐフォトドキュメント  
『明日をください』  
アスベスト公害と患者・家族の記録  
金井明 写真・文

## アスベストショック クボタショックから2年

写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会

2007. 6. 30 ~ 7. 1

爆発！ 拡大するアスベスト被害、  
クボタショックから2年、そして、これから…  
格差と隙間のない補償と救済、  
アスベストのない社会の実現をめざし、  
被害者と支援者の思いが繋がった。



編著 アスベスト被害尼崎集会実行委員会  
発行 アットワークス (<http://www.atworx.co.jp/>)  
体裁 A5判・200ページ・ソフトカバー  
定価 1,470円(本体1,400円+税)

# ニチアス王寺工場駐在で中皮腫 日本通運社員 不誠実きわまる2社を 遺族が提訴

日本通運を定年退職した後、中皮腫を発症し死亡した吉崎忠司氏の遺族が、日本通運とニチアスに対し約3800万円の損害賠償を求めて、2月14日大阪地裁に提訴した。

吉崎氏は1969年から2年余りニチアス王寺工場(奈良県)の倉庫に駐在員として勤務したときしか石綿曝露機会はなかったが、認定基準の壁などによって労災認定まで大変な苦労を強いられた。

労災認定の後、吉崎氏は長年勤めた日本通運に対して労災被災者としての補償を求めた。しかし、日通は「退職者には社内で規定されている労災上積み補償制度は適用されない」とこれを拒否し、そもその原因を作ったニチアスは吉崎氏が求めた曝露原因の説明に対して「社員ではない」として全く取り合おうとはしなかった。

吉崎氏は後事を家族に託して亡くなられた。遺族はアスベスト訴訟弁護団を代理人として日本通運とニチアスに補償を求めたが、日本通運は見舞金・弔慰金制度を2007年1月に一方的に発表し、ニチアスもまた責任を認めようとはしなかった。

こうした、石綿被害に対して極めて不誠実な2つの大企業の責任を追及するために裁判に訴えることになったのである。

## 晴天の霹靂

吉崎氏は2001年12月健診で胸水が見つかり、2002年4月県立奈良病院において精密検査の末、「悪性胸膜中皮腫」と診断された。

吉崎氏の中皮腫は1969年7月から1971年8月まで2年2ヶ月の間、大量の石綿粉じんが発生・飛散する環境下で、石綿原料及び石綿製品の搬出・搬入・運搬作業に従事して石綿粉じんを吸入したことにあった。吉崎氏は当初、なかなかこの石綿曝露歴に思い至らなかったが、会社の記録にニチアスでの勤務が記録されていたことをきっかけに曝露歴が判明していったのである。吉崎氏にとってはまさに晴天の霹靂だった。

日通王寺営業支店は、当時、ニチアス王寺工場内倉庫に事務机を設置し、社員を同工場内に常駐させて、石綿製品の原料となる石綿原石の運搬・搬入業務や石綿製品の出荷のための運搬・搬出業務をニチアス王寺工場から受託していた。

当時、ニチアス王寺工場内には、国鉄王寺駅から貨物線の引き込み線が設けられ、この貨物引き込み線を通して石綿原石の入ったコンテナを積んだ貨車が同工場内の原料

倉庫の前まで入って  
きていた。

吉崎氏は、貨車で  
運ばれてきた石綿原  
石を倉庫内へ搬入す  
る際、日通の荷役労  
働者が貨車に歩み板  
をかけ、麻袋（ドン  
ゴロス）に詰められ  
た石綿原石を貨車か  
ら持ち出して倉庫内  
に投げ下ろしたり積  
み上げたりする作業  
に立ち会い、また、自

らもそれらの作業を補助的に行い、搬入さ  
れた石綿の数量チェックなどを行っていた。

また、石綿製品の出荷運搬・搬出業務のため  
に、出荷前の石綿製品を置いている仕上  
倉庫において、トラックへの積み込み作業  
などにも従事していた。

さらに、ニチアス従業員との連絡業務、打  
合せのほか、倉庫内の事務机において、請求  
書や伝票の作成・管理その他事務処理作業  
などに従事していた。

ニチアス王寺工場内にある原料倉庫は、  
たて長さが約100メートル・よこ幅約10メー  
トル程度の北東から南西にかけて細長い直  
方体状であり、貨物引き込み線と向かい合  
う倉庫北西側壁面には約1メートル幅の扉  
と約3メートル幅の扉が各1つ、倉庫南東  
側（工場側）壁面には約3メートル幅の扉が  
1つそれぞれ設けられ、引き込み線側壁面  
には、縦約1メートル・横約2メートルほど  
の窓がいくつか設けられていたが、それ以



吉崎さんのご家族と支援の皆さん 2008年2月14日大阪地裁

外に換気設備はほとんどない状況だった。

原料倉庫内には、石綿原石が入った麻袋  
（ドンゴロス）が積み上げられており、倉庫  
床面には石綿の粉じんが積もっている状況  
にあって、ニチアス王寺工場の倉庫係が  
時々、箒を使って、積もった石綿粉じんの掃  
き出しを行い、粉じんが再飛散していた。

貨車で運ばれてきた石綿原石を荷役労働  
者らが貨車から降ろして倉庫内へ搬入し積  
み上げる際には、担ぎ上げた麻袋を投げ下  
ろしたりするために石綿粉じんが大量に発  
生し、また、荷役労働者らが原料倉庫内を歩  
き回るために石綿粉じんが巻き上がって再  
飛散した。ところが、原料倉庫内に換気設備  
はないため、石綿原石の搬入時には石綿の  
粉じんが濛々と立ちこめ、倉庫内で搬入・段  
積み作業に立ち会い、その作業を補助して  
いた吉崎氏にはどこからも防じんマスクは  
支給されていなかった。

## あからさまな退職者差別

2003年12月、葛城労働基準監督署へ労災申請し、2004年10月ようやく認定された。

これを受けて吉崎氏は2004年12月、日通に対して公傷見舞金規程の開示及び適用などを要望したが、日通は退職した社員には規程を適用しないとして、これらを拒否したのだった。吉崎氏の死後、日通が明らかにした同社の慶弔見舞金規程によれば、業務上災害により死亡した社員の遺族のうち労災保険法による遺族補償年金受給資格該当者には金2800万円を支給するとなっていた。

その後2007年1月、日通はこの規程とは別に見舞金制度を設け、アスベスト関連疾患（肺がん・中皮腫）で労災認定を受けた元従業員の遺族には弔慰金400万円を支払うことを発表した。しかし、慶弔見舞金規程に基づく金額とはケタ違いであり、きわめて不合理で不当、明らかに退職者を差別するものだった。

過去多くの運送会社が労働者を石綿荷役に従事させてきた。国策企業として国鉄各駅に営業所をもつなどした日本通運はそのなかでも代表的企業であり、労働者の石綿被害も相当数にのぼっているとみられる。

ホームページ上（2007年3月時点）では、「2007年3月時点で労災認定を受けられた方は8名で、うち6名が既にお亡くなりになっており、2名が現在治療中となっております。また、既にお亡くなりになられた方で、『石綿による健康被害の救済に関する法律』の適用を受けた方は1名となっております」

としており、つまり、1年前に9名の被害者を確認している。

日通はかつて尼崎市のクボタ旧神崎工場の石綿荷役をおこなっており、ここでも被害が発生している。尼崎労働者安全衛生センターの支援のもと、被害者と日通の交渉が何度も行われてきたが、吉崎氏のケースと同様、日通の不誠実な対応が続いている。

吉崎氏を含めいづれの遺族も、この見舞金・弔慰金制度は長年日通に貢献した退職者を差別するものであり「到底受け容れられない」として弔慰金を受領していない。

## 王寺工場就労を認めず?!

吉崎氏の遺族は、王寺工場周辺住民の被害に対する救済制度をつくっているニチアスに対しても補償を要求したが、ニチアスは「被災者が王寺工場で常駐していたことを認めることができない」という「理由」で拒否してきた。具体的根拠は何も示されていない。

吉崎氏は、2年2ヶ月間、ニチアス王寺工場内に常駐して石綿粉じんに曝露した。ところが、日通もニチアスも防じんマスクの支給などアスベスト（石綿）に対する安全対策をとらず、安全指導もしていなかった。そのため、吉崎氏はいたずらに石綿粉じんに曝露し、30年以上ののち胸膜中皮腫を発症して満67歳で亡くなってしまったのである。

労基署も調査の結果、原因としての石綿曝露があったものと認めている。「常駐していたことが認められない」というのが本当ならば重大な問題であり、ニチアスは、少な

くとも根拠となる情報を明らかにしなければならぬはずである。

こういうところにもニチアスの悪質さがよく表れている。

### 被害者を馬鹿にするな!

ニチアスは、被害者に対して秘密交渉を強要し、個別交渉しか認めず、全造船ニチアス・関連企業退職者分会に対しては団交拒否の不当労働行為を行い、内外の石綿被害に謝罪することなく、ただひたすら、安上がりの金銭解決だけに血道を上げる悪徳企業である。

各方面において評判はいまや最悪である。

耐火偽装事件はこうした企業体質そのものを表現したものにすぎない。日本の石綿問題の全てを知る企業としての責任から徹底的に逃避しようとするニチアスの現在のあり方は決して許されることはあるまい。

日通もまた、古くから国内最大手運送会社として石綿荷役に深く関わってきており、石綿の危険性をよく知る立場にあったことは明白であるにもかかわらず、社内規定が「社員」を対象としていることをいいことに、懸命に会社のために働いたために死の病に冒された退職者の補償をとにかく安上がりに済ますことを追求する醜態をさらしている。

社会的、人道的に許されない行為と言わなければならない。同様の社内規定をもちながら、退職者に対する社員並みの規定を新たに制定する企業は珍しくない。ニチアスですら退職者をこのように不当に差別してはいないとみられている。

吉崎氏の遺族の提起した裁判は、石綿被害を引き起こしながら責任を認めない代表的な大企業の責任を徹底的に追及するというきわめて重要な意義をもつものであり、安全センターでも積極的に支援していく。

## 頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。



編集 労働者住民医療機関連絡会議  
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)  
体裁 A 5判・290 ページ・ソフトカバー  
定価 1,995 円 (本体 1,900 円+税)

# アスベスト報道ダイジェスト 2008年2月

2/4 鉄道車両のアスベストを除去する仕事で石綿肺を患った大阪市西成区の日雇い労働者2人が、JR西日本から仕事を請け負った明星工業に損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が大阪地裁であり、原告の竹中正年さんが意見陳述。

国内未使用とされたトレモライトなど3種類のアスベストが保育園などで相次いで検出され、厚生労働省は、建物の解体・改修工事前の調査で分析対象とし、過去分も再調査するよう検査会社や建設会社などに通達。

2/8 東京都練馬区は今月から、過去に区の助成を受けてアスベストの有無を調査した民間建物の所有者に対し、トレモライトなどの再調査費の全額補助を始めた。

2/9 トレモライトなどのアスベスト3種類について文部科学省は来週、都道府県教育委員会と私立学校などに適切な対応を求める通達を出す。

中皮腫について、医師が患者情報を報告する症例登録が今月にも始まる。患者の治療内容や病状の経過を追跡し、診断や早期発見、治療に役立てる計画だ。

2/14 ニチアスの工場で石綿製品などを運ぶ業務に携わっていた日本通運の元社員吉崎忠司さんが退職後に中皮腫で死亡したのは安全配慮を怠ったためとして、遺族が向社を相手取り約4700万円の損害賠償を求めた訴訟を大阪地裁に起こした。

アスベスト病変が多発する横浜市鶴見区で、母親が中皮腫で死亡した原田義一さんが「び慢性胸膜肥厚」と診断された。住民の母子にわたる石綿禍の可能性が出て、エーアンドエーマテリアル（旧朝日石綿）は「内規で1000万円の補償対象になる可能性も」と対応する考えを示した。

2/17 アスベストによる健康被害を受けたとして、ニチアスと韓国企業の合併会社「第一アスベスト」＝韓国釜山＝の韓国人元従業員ら15人が、ニチアスに対して原因究明を求めるため来日。21日まで滞在し、大阪府泉南市や兵庫県尼崎市などの工場と同じような被害に遭った日本の元従業員らと交流する。この日はニチアス王寺工場や子会社の竜田工業を視察し、JR王寺駅前被害を訴えた。

国が建設現場のアスベスト対策を怠ったため、石綿の粉じんを吸い込み中皮腫や肺がんなどで死亡するなどしたとして、県内の建設労働者と遺族計38人が国を相手取り慰謝料など1人当たり3500万円、計13億3000万円の損害賠償を求める訴訟を5月にも横浜地裁に起こす。

2/18 トレモライトが建築物の耐久被覆などから検出される事例が相次ぎ、総務省は自治体所有の建築物について、国内未使用とされた3種類のアスベストも含めて使用の有無を調査するよう都道府県に指示した。

2/19 アスベストによる健康被害を調査していた奈良県は、ニチアスの王寺工場や子会社の竜田工

業から800M以内に住んでいる住民20人が、「胸膜ブランク」と診断されたと発表。県は工場周辺に健康被害が広がっていたことが裏付けられたとしている。

ニチアスの関連会社の竜田工業から、毒性の強い青石綿の紡織機械を釜山の工場に移転していたことが分かった。来日中の韓国の被害者らがニチアスに対し、出資の経緯など関連の情報公開を求めているが、同社は拒否している。

2/20 日本アスベストが韓国で設立した合併会社「第一アスベスト」の元従業員で、アスベスト関連の病気になった韓国人ら13人が東京都港区のニチアス本社を訪れ、原因究明のための情報開示や面談を申し入れた。同社は「現在は資本関係はない」などとして応じなかった。

横浜市鶴見区の「エーアンドエーマテリアル」の本社前で、住民被害者の会など約60人が「被害救済の早期解決を」と抗議行動、初訪日した韓国の被害者も「連帯して闘おう」と呼びかけた。

奈良県の調査でニチアスの王寺工場から400-800M地点の住民3人に胸膜肥厚斑が確認されていた。同社は救済金支払い対象400M以内より広範囲に健康被害が発生している可能性。

2/21 奈良県は環境省の委託を受け進めているアスベストによる健康リスク調査の途中経過を県議会委員会で報告。胸膜ブランクが、先月末までに分析を終えた166人中54人（疑い4人を含む）。

2/22 トレモライトなど3種類の石綿が、全国の12自治体で検出されていたことが衆院環境調査室の調査で分かった。また、85%に当たる129自治体で、中皮腫を発症した住民の実態を把握していないことが分かった。

2/25 高松市にあった旧日本エタニットパイプ高松工場の元従業員らが、後継会社「リゾートソリューション」にアスベスト被害に対する損害賠償を求めている訴訟の進行協議が高松地裁であった。リ社側は内容を検討して3月26日の口頭弁論で回答する。

2/26 トレモライトが公共施設などで検出された問題で、国土交通省は都道府県に対して調査を徹底するよう指示した。対象は1956～89年施工の民間の大規模建築物約25万3000棟。使用が分かった建築物には飛散防止対策を求める。

2/27 横浜市は国北区篠原町の市道で過去に使用していた石綿セメント製の水道管を発見したと発表。3月上旬に撤去するという。

2/28 建設工事現場でアスベストによる健康被害を受けたとして、首都圏の建設作業員と遺族計約200人が国や建材メーカーに1人3500万円の損害賠償を求める訴訟を起こす。建設現場での被害を訴える集団訴訟は初めて。提訴するのは、東京、千葉、埼玉、神奈川各都県の建設作業員116人と遺族87人。肺がんや石綿肺などを発症した。

【発信／韓国】

## デパート労働者に椅子を！労組で安全な職場を！

キム・シンボム

(労働環境健康研究所・労働安全保健教育センター教育室長)

2006年、民主労総は労働安全保健委員会を発足させた。組合員の安全と健康を守るために、より責任ある決定をし、執行する構造を作ったのである。そして同じ年の8月、労働安全保健委員会の下に「ぜい弱分科」を置くように決議したのである。非正規労働者、零細事業場の労働者、女性労働者、移住労働者など、韓国社会の構造的問題によって安全と健康上の脅威を深刻に体験しながら、問題がキチンと見えてこない労働者の問題を、民主労総が直接掘り起こして対策を準備するためだった。究極的にはこのような活動を通じて、これらの内部に安全保健活動の主体を養成し、持続的に組合員の健康と安全に対する活動が自主的にできるようにするのが目標であった。

### 民主労総・労働安全保健委員会ぜい弱分科の初めての活動！

ぜい弱分科の最初の活動対象は、流通サービス分野の女性労働者と決められた。流通サービス分野の安全保健問題が深刻だという予測もあったが、サービス連盟が今回の活動を通じて、安全保健活動ができるようにならなければならないというのが民主労総の判断だった。活動準備を何ヶ月間か行い、2007年6月に月ぜい弱分科を発足し、流通サービス分野に対する本格的な調査・研究活動を始めた。『流通サービス女性労働

者の安全保健議題開発研究』は、外国のサービス労働組合の安全保健活動と議題を分析した後、韓国の流通サービス分野の労働者の安全保健問題を診断して、どのような安全保健活動が必要であるかを提案することを目的に行われた。6ヶ月程度の1次研究を経て、2007年12月に中間報告書で、民主労総の労働安全保健委員会とサービス連盟が、流通サービス分野の女性労働者の健康権を守るためにすべき仕事は何かを提案した。

2008年1月、民主労総とサービス連盟はこの提案を受け容れて、流通サービス女性労働者の健康権の活動のための事業推進団を構成した。労働組合と一緒に女性の健康問題を研究して支援する女性学者、社会学者、法律専門家をはじめとして、産業医学専門医、精神科専門医、人間工学の専門家まで力を合わせた。デパートの化粧品売り場で働く女性労働者が、自分たちの健康問題で教育を受け始めた。2008年2月から4月までは、立って仕事をする問題を深層調査し、社会的に知らせていく内容を準備する。5月から本格的な活動が行われる予定である。そしてその中心スローガンはまだ決めてはいないが、「デパート労働者に椅子を！」といったものになると予想される。

### 「建設労働者は落ちて死に、サービス労働者は狂って死にます」

最も深刻な問題はあまりな感情消耗に伴

う精神の健康破壊であった。インタビューで会った労働者の中にはうつ病が疑われる労働者が相当数いた。次のような話を大変多く聞かなければならなかった。

「憂うつです。退社する時ハンドルを握りながら『あー憂うつ』という言葉が独りてに出てきます。なにか……なぜ明日またここに出てこなければならぬのかを考えるだけでも憂うつになるのです。」

デパートの労働者に要求される感情労働は、一般的な20～30代の女性が耐えるにはきわめてきついレベルのものだった。サービス労働に対する社会的なさげすみと、1人1人に対する企業の監視の中でする「作り笑い」は、彼らの感情の泉をすべて干上がらせてしまい、何の罪もない家族に暴力的に噴き出す怒りは、再び彼らを見じめにさせる仕組みになっていた。サービス労働者は冗談でこのように話す。

「建設労働者は落ちて死に、サービス労働者は狂って死にます。」

一日10時間程ずっと立って仕事をし、下肢静脈瘤ができたり、膝と足首の痛みがとてひどくなったりもします。狭いところにずっと立っているのは肉体的に大きな疲労をたまらせ、精神的にも疲労を蓄積する原因になります。職員用のトイレに行かなければならぬのに、一階に一つあるかないかです。その上にとても遠くて、お客が多い時は席を外すのが難しく、トイレにも行けない。可愛い声でたくさん話しをすると声帯結節になったりもする。空気が悪くて耳鼻咽喉科の病気を付けて買うと言う話しをする。『労働災害』という話は聞いたこともない。

## なぜ『椅子』が中心スローガンになったのか

2007年の研究で外国の事例を検討した。

アメリカやイギリスのサービス労働者の現実も韓国と大きな差はなかった。しかし彼らの労働組合はトイレに自由に行くために闘い、産業安全保健法に労働者の人数によってトイレをいくつ設置しなければならないかを決めるという成果をあげた。彼らは顧客に「サービス労働者を尊重しよう」というキャンペーンをして、『非難されない現場』を作るために努力していた。そしてあちこちに椅子を置いて座れるように闘っていた。驚くべきなのはすでに彼らは椅子とトイレと暴力の問題を、同じ一つ問題と認識していたということである。

「医者には患者を座って迎えてもかまわないのに、サービス労働者はなぜ立って顧客を迎えなければならないのか？顧客がいない時でも立っていると要求する理由は何でしょうか？それは韓国社会に、職業の貴賤があるということに他ならないということだそうです。サービス労働者を大事にして下さい。それが正義です。」

サービス労働者にとって椅子やトイレは、人間の尊厳に対する尊重のレベルを意味する。彼らがトイレに自由に行くことができないレベルなら、椅子がなく一日中立っていなければならないレベルなら、彼らは非難をされても耐えなければならない。しかしトイレに自由に行って、顧客がいない時に少しの間座れる椅子を持った労働者は、顧客と会社から不当な待遇を受けた時、無視するなど抵抗するだろう。

そして驚くべきことに韓国の産業安全保健法の『産業保健基準に関する規則』に、すでに椅子を提供することが明示されていた。「事業主は継続して立って仕事をする勤労者が、作業中時々座る機会がある場合には、当該勤労者が利用できるように椅子を配置しなければならない」というのである。この条項によれば、現在デパートに椅子を置かな

いようにしている方針は、すべて不法ということになる。

民主労総とサービス連盟は現在の法に明示された椅子の権利を利用して、トイレと暴力、その他の感情労働の問題にまでじわじわ拡大していくのが現実的だと考えた。事業場別の団体交渉で椅子を置くようにさせたり、労働部の勤労監督を要請して、現場に椅子を置かせたり、でなければある一日を決めて、椅子を置いて座る日の行事を行うなど、多様な戦術が可能だろう。これが、うつ病、感情労働問題、暴力の問題などが最も深刻だが、『椅子』を最初のスローガンに採用した理由である。デパートの労働者はこのような戦術を理解し、積極的に歓迎してくれた。

### 労組が労働の質を変えろと言ったことを具体的に見せなければ

重要なのはこのような経験によって、サービス労働者の中に安全と健康の問題がやさしくて身近な日常的な問題として位置付けられることになるのである。そしてこのような闘いの経験が蓄積されて、サービス連盟の自主的な安全保健活動が持続的に行われるようになるのである。民主労総は、サービス連盟ではこのような活動が可能だったということを傘下組織に教えるだろう。各自が置かれた状況によって、健康権の議題を開発することを提案することになるだろう。業種と雇用形態、事業場の規模、国籍、性、年齢などによって自らの健康権の議題を見つけ出して活動するモデルを作って広めるだろう。

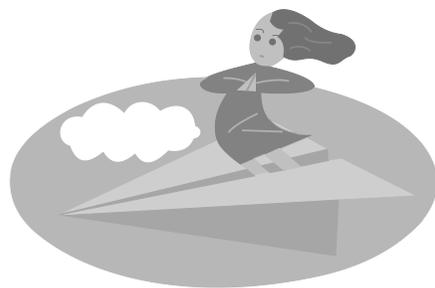
ところで、果たしてこのような健康権運動の拡大が民主労組運動全体に役に立つのだろうか？サービス労働者に椅子を置く運動を掲げる主体は、漠然と原則的なレベル

での正しさでなく、具体的に現実の運動にどのような支援になるのかに悩んできた。そして信じている。私たちより先に、イギリスの労働組合は現場に飲料水を設置しながら、トイレを改善しながら、椅子を置きながら、温度を低くして快適にさせながら、立証してきたものがある。まさに「労働組合があれば、労働の質が変わる」ということである。外国のサービス労働組合は「一日の労働のために身体がめっちゃくちゃになるほど仕事をしなくても良く、家に帰って子供たちと夫と妻と話す力程度は残すことになる」ということを組合員と非組合員たちに示していた。

民主労総とサービス連盟で、椅子を置く運動を準備するなかまたはこのような夢を見る。

「私たちの現場にあるとても小さな問題を労働組合によって解決し、権利を勝ち取ることを見せることによって、私たちは労働組合の正当性と必要性を社会的に立証することになるだろう。民主労総に加入してこそ、それが可能だということを見せてやることになるだろう。」

(国労働社会研究所 機関誌「労働社会」  
2008年2月号より 翻訳：中村猛)



# 市

民のための

# 環

境調査の

# 課

題とこれから

## 報告「環境監視研究所20年の取組み」

中地重晴(環境監視研究所所長)

1988年に市民のための環境調査・研究機関として環境監視研究所を設立し、今年で20年を迎えました。設立以来ゴルフ場問題、廃棄物処分場、環境ホルモン問題、アスベストなど市民の目線から様々な環境問題に取り組んできました。行政や企業がなかなかデータを出さない時代の中で、その測定結果は市民運動の力となりました。92年の地球環境サミットを契機に、環境問題解決を目指して情報公開や市民参加が進められ、世の中が様変わりしてきましたが、環境監視研究所の存在価値は薄れていないと思っています。また、次世代育成などの新たな課題も抱えています。市民にとって必要な調査・研究とは何なのか、分野の違う方々から研究所に対する評価や期待などをお話いただきます。ぜひご参加ください。

## 講演「市民のための環境調査の課題とこれから」

宮本博司氏(淀川水系流域委員会委員長)

### 1「淀川水系流域委員会のめざすもの」

宮本博司氏(淀川水系流域委員会委員長)

### 2「マスコミと市民活動」

大島秀利氏(毎日新聞編集委員)

### 3「市民活動と地方自治」

藤沢純一氏(箕面市長)

### 宮本 博司



1978年に旧建設省入省。99年には淀川工事事務所長となり、河川整備計画に住民意見を反映させる場として淀川水系流域委員会を立ち上げた。同流域委は事業中のダム計画凍結という異例の結論を導き出したことで知られる。現在は国交省を退職し家業を行う傍ら、淀川水系流域委員会の委員長を務めている。

### 大島 秀利



毎日新聞大阪本社社会部編集委員。兵庫県尼崎市で05年発覚した「アスベスト(石綿)被害と救済に関する報道」について、2006年に「第1回科学ジャーナリスト賞」を受賞。アスベスト被害が社会問題化するきっかけをつくり、その後も行政を動かす連載などを紙面化した。

### 藤沢 純一



1973年から19年間吹田市水質試験所に勤務。環境監視研の開設当初、トリハロメタンの分析技術を指導。地球環境の破滅的な悪化が仕事を通して認識できるようになり、1992年に市議選に立候補。92年から2期にわたり箕面市議を務める。2004年から現職(箕面市長)。



2008年4月26日(土) 14~17時  
エルおおさか大会議室

京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より300m/京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より500m

参加費無料(申込み不要)

主催・連絡先 環境監視研究所

大阪市港区弁天2-1-30

TEL: 06-6574-8002 FAX: 06-6574-0876

e-mail: nakachi@riton.ocn.ne.jp

# 前線から

## ついに未払い賃金で逮捕者！

外国人技能実習・研修制度

和歌山

外国人労働者の労働条件の改善や組織化を進める連合大阪ハートフルユニオンに外国人支援団体RINKから研修生問題について支援の要請が入ったのは2007年11月22日だった。和歌山県で研修生の問題が発生し、無理矢理帰国させようとする事業主から3人の中国人女性を保護しなくてはならないので急遽宿泊施設を探してほしい、という内容であったが、保護するほどの緊急事態が発生した経緯は以下の通りである。

支援要請の連絡が入った前日の11月21日、和歌山県岩出市の縫製工場である株式会社ウエボに労働基準監督署の臨検が入り、十数名の捜査員や、おびただしい会社の書類や物品が運び出される光景を目の当たりにした3人の中国人技能

実習生は、ウエボにおける就労実態をすべて話し、365日、1日10時間以上の労働を強いられて年収が90万円程度しかないという事実が明らかになった。

真実を暴露した彼女らに対して会社はすぐに報復に出た。仕事どころではなくなったため、今後について監督署に相談をしようと思かけた実習生たち3人を、ウエボは公道で取り押さえ無理矢理車に押し込めて強制的に帰国させようとした。何とか難を逃れた3人は監督署に保護され、聞き取りの通訳としてRINKの通訳者が出向き、大阪で匿うという話になった。

ここから先、今日に至るまで、監督署が捜査を進める一方で、労働組合は3人の身の安全を保障するだけでなく、未払い賃金をめぐって会社との団体交渉を

続けている。監督署はウエボだけではなくウエボが所属する平成ニット協同組合まで捜査の手を伸ばし、ウエボの違法行為を指導してきた同協同組合の理事長を労働基準法違反容疑で逮捕するまで至ったが、労働組合は半年におよぶ団体交渉を続けているにもかかわらず、まったく結果を出せていない。ウエボはたった1年半で一人当たり300万円にも及ぶ未払い賃金の存在を認めているものの、和歌山県社会保険労務士会会長および和歌山県弁護士会副会長を団体交渉に同席させ、「会社の責任は80万円だけ」と、頑として全額の支払いを拒んでいるのである。

80万円という数字がどこから出てくるのか。社労士の説明によると、20万円が未払いの直近2か月分の給料、50万円がそれ以前の未払い賃金、10万円が帰国費用という。300万円近くの未払い賃金が50万円に圧縮される理由は、和歌山県で外国人技能実習生の未払い賃金問題が発生した場合の解決金の相

場が50万円なので、それ以上払うと他の会社に迷惑がかかる、と考えていることが分かってきた。

ここで、自社が従業員に未払い賃金を支払うと他社に迷惑がかかる、というよく分からない話を説明しなくてはならない。第一に、ウエボのような零細企業が外国人技能実習・研修生を受け入れようとする場合、複数の同業者から構成される事業協同組合などの会員にならなくてはならない。この事業協同組合が受入窓口となって会員企業に外国人技能実習・研修生を配属する仕組みになっているのであるが、受入と配属以外にも協同組合は、各会員企業において研修・実習が国の制度どおり運用されるよう指導監督を行うことになっている。しかし、理事長の指示の下、ウエボの所属していた平成ニット協同組合傘下の19社は、中国

人技能実習生・研修生130名に対し最低賃金をはるかに下回る賃金で週に1度の休みもない就労を強いてきたのである。携帯電話の所持を禁止し、まったく研修生・実習生同士で顔を合わせない環境を設けても、研修生・実習生のつながりを完全に断ち切ることはできないので、ウエボにいた実習生が300万円取った、という話が広まれば、19社全社において同じ要求がなされ、和歌山県の外国人技能実習・研修生を受け入れている縫製業がパニックになってしまう、ということがウエボと平成ニット協同組合の真意らしい。県社労士会会長や県弁護士会副会長が、ウエボのような零細企業の代理人として団体交渉に出席している理由は、ウエボのためというよりも、全和歌山縫製業界の代理人として出席しているのかもしれないが、

外国人技能実習・研修生に対する未払い賃金事件で全国初の逮捕者を出しておきながら、ウエボにだけ責任を押し付けて協同組合としてはまだこの制度の悪用を続けるつもりだろうか。

「代理人を雇うお金があるなら未払い賃金を払ってください!」という技能実習生3人の声を無視し、支払いたくない、支払うわけにはいかないと開き直るウエボから少しずつではあるが会計書類などを提出させてその責任を追及していく一方、自分たちの立場の危うさに気がついた平成ニット協同組合所属の他の技能実習・研修生から相談対応が増えてきている。現代の奴隷制度と揶揄される外国人技能実習・研修制度の実態を明らかにするためにも、妥協せず戦っていきたい。

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:http://www.jca.apc.org/joshrc/

## 2月の新聞記事から

- 2/1 大阪府柏原市の「東研サーモテック柏原工場」で、部品を洗浄する機械が爆発し、男性従業員3人がやけどを負った。  
京都市北区の林道の延長工事中、土木建設会社「土喜」の作業員が、バックしてきたトラックと、後方で停車中のトラックに挟まれ死亡。  
仕事のストレスでうつ状態になったとして、労災認定を求めた近江鉄道の元バス運転手の男性に休業補償給付金を支払わないとした大津労働基準監督署の決定に対し、国の労働保険審査会は、月の時間外労働が平均で110時間を超える過労の状態、上司とのトラブルがあったことなどから、同労基署の処分を取り消す裁決を出した。
- 2/5 昨年6月、滋賀県甲賀市のNECライティング滋賀工場で派遣工員が機械の修理作業中に首を挟まれて死亡した事故で、東近江労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで同社と常務工場長、製造部マネジャーを書類送検した。
- 2/6 名古屋市交通局野並営業所のバス運転手の男性が07年6月、焼身自殺した問題で、男性の遺族が同7月、同営業所幹部らにこの文書を示していたが、パフハラの可能性を指摘されながら故意カミスで放置していたことになる。
- 2/8 北海道内の炭鉱で働き、じん肺になった患者と遺族が国に賠償を求めた第一次北海道じん肺訴訟は、札幌地裁で和解協議が開かれ、国が原告7人に対し、1人当たり660万～916万円を支払う条件で和解が成立した。  
東京電力は運転中の福島第二原発3号機で、協力会社の男性作業員が微量の放射性物質を体内に取り込み、被ばくしたと発表。被ばく量は約0.005mSv、作業員の身体に影響はないという。
- 2/12 大阪府松原市の鉄鋼会社「三協則武鋼業」の倉庫で、クレーンから鉄板が落下し、リモコン操作していた社員の頭部を直撃、死亡した。  
盛岡市の男性会社員が99年12月に自殺したのは、上司のパフハラなどが原因だったとして、両親が日産部品岩手販売に賠償を求めて盛岡地裁に提訴した。会社員は99年8月以降、毎月計90時間以上の時間外・休日労働を強いられ、営業部長から日常的に叱責や嫌みを言われ続けた。両親が労災補償を申請し、厚生労働省の労働保険審査会は昨年10月労災による自殺と認定した。
- 2/13 製缶工場で長男が作業台から転落して死亡したのは、偽装請負をしていた工場側が安全対策を怠ったためだとして、両親が雇用主の請負会社「テクノアシスト相模」と、派遣先の「大和製缶」などに損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は約5000万円の支払いを両社に命じた。裁判長は偽装請負状態だったと認定。大和製缶もテクノ社同様に安全配慮義務を負い、両社に転落防止措置を取らない義務違反があったと判断した。
- 2/14 同僚の夜食の買い出し中に交通事故に遭い後遺症を負った岐阜市の男性が、岐阜労働基準監督署の労災不支給処分取り消しを求めた訴訟の判決で、岐阜地裁は、「買い出しは、夜勤者用の食事を用意しなかった会社のための行為で、けがと後遺症は業務災害だった」として請求を認めた。  
中学校教員の川村良幸さんが自殺後6年で、公務災害として地方公務員災害補償基金審査会で認定され、父親が会見。川村さんは岩手県釜石の大槌中に配属され、生徒の暴行や暴言を受け
- た。審査会は「生徒からの暴力行為による精神的負担や部活指導による肉体的負担が精神疾患発症の有力な原因」と認定。職場復帰3年後の自殺が認定されるのは全国でもまれ。
- 2/18 会社の上司から半年以上にわたりセクシュアルハラスメントを受け、退職を余儀なくされたとして元契約社員の女性が男性と食品製造販売会社「東北アヲハタ」を相手取り、約200万円の損害賠償を求める訴訟を山形地裁に起こした。  
介護従事者の8割に腰痛の経験があることが滋賀医大の北原照代講師（労働衛生学）らの全国調査で分かった。05年7-10月に調査。40都道府県395カ所の4754人から回答を得た。「腰痛がある」と答えたのは女性の54%、男性の55%。
- 2/19 独立行政法人水資源機構の徳山ダム建設所に勤めていた男性職員が自殺したのは、違法な時間外労働などが原因として、大垣労働基準監督署は同機構と徳山ダム建設所長を労働基準法違反の疑いで、岐阜地検大垣支部に書類送検。職員は同建設所用地課に所属。一昨年9月、月140時間以上の時間外労働をするなどし昨年2月に自殺。  
千葉県野島崎の南約40キロの太平洋で、京都府舞鶴市の海上自衛隊のイーゴス護衛艦「あたご」が漁船「清徳丸」と衝突、清徳丸は船体が2つに割れ、乗務員2人が行方不明になった。
- 2/20 警視庁は、昨年続発した不祥事や心の病で休職する職員の急増などを受け、1月から職場活性化のための意見を匿名の電話やメールで受け付ける「職場改善ホットライン」を始めた。
- 2/21 兵庫県朝来市の飼料製造会社「兵庫県レンダリング」の和田山工場でボイラーの清掃中にガス中毒事故があり同社臨時社員1人が意識不明の重体、2人が重症。別の1人が体調不良を訴えた。  
日雇い派遣大手グッドウィルが、昨年12月に宮崎県都城市で起きた労災事故を「労災隠し」していた。派遣労働者の男性は指の骨が折れる大げだだったが、会社側から労災を隠すよう強要されたと訴えている。
- 2/23 JR山陽新幹線の東京発博多行き「のぞみ29号」で酒に酔った男女5人ほどの乗客が、注意した車掌をデッキのドアにたたきつけるなど車内で暴力をふるい、鉄警隊に引き渡された。
- 2/25 陸上自衛隊松本駐屯地（長野県松本市）の1等陸曹が、駆け足訓練などが原因で死亡したとして、遺族が防衛省に対し、国家公務員災害補償法に基づく公務災害認定の審査を申し立てる。  
05年4月に起きたJR宝塚線の脱線事故で、現場で救助活動に携わった済生会滋賀県病院の医師が自殺したのは、病院側が求めた救急活動や災害医療についての講演や研究会への参加などで過重な労働を強いられたためだとして、父親が同病院を運営する社会福祉法人恩賜財団済生会に損害賠償を求める訴訟を大津地裁に提訴。
- 2/27 滋賀県守山市の東洋インキ製造守山製造所で、かくはん機を移動中、従業員が倒れてきたインキのかくはん機の下敷きになり死亡した。
- 2/28 東京都西東京市立小学校に勤務していた新任の女性教員がうつ病になり、その後自殺したのは公務上の災害に当たるとして、両親が地方公務員災害補償基金東京都支部長あてに公務災害の認定を申請した。教員は06年4月に赴任、10月30日に自宅で自殺を図り12月に死亡した。